

秋田市告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和6年10月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 介護セン ターふる さと	手形デイサ ービスセン ターふるさ と	秋田市手形字才の 浜27番地6	令和6年10月1日	地域密着 型通所介 護